

## 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a)新築されたもの

(b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c)新築されたもの

(d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e)新築されたもの

(f)建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 [ 年 月 日 { (ハ)新築 } { (ニ)取得 } ] がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	

年 月 日

福崎町長 尾崎吉晴 印

(注){ }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。